

石川県公報

令和6年7月16日

第13724号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示

○県道の区域の変更	(道路整備課)	1
○県道の供用の開始	(同)	1
○随意契約の相手方等	(教育委員会事務局)	1

公告

○業務委託に係る技術提案書の募集公告	(道路整備課)	2
○道路の位置の指定公告	(建築住宅課)	3

告示

石川県告示第282号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和6年7月16日から同月30日まで縦覧に供する。

令和6年7月16日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所	
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)		
七尾輪島線	七尾市中島町谷内ニ1014番地先から	旧	47.60~128.75	43.9	中能登土木総合事務所 のと里山海道課
	七尾市中島町谷内ニ1014番地先まで	新	47.60~132.39	43.9	
	七尾市中島町小牧壺四1001番4地先から	旧	29.72~95.31	66.8	
	七尾市中島町小牧壺四1001番4地先まで	新	33.85~95.31	66.8	

石川県告示第283号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和6年7月16日から同月30日まで縦覧に供する。

令和6年7月16日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
七尾輪島線	七尾市中島町谷内ニ1014番地先から	令和6年7月17日	中能登土木総合事務所 のと里山海道課
	七尾市中島町谷内ニ1014番地先まで		
	七尾市中島町小牧壺四1001番4地先から		
	七尾市中島町小牧壺四1001番4地先まで		

石川県告示第284号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和6年7月16日

石川県知事 馳 浩

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
石川県立能登高等学校応急仮設寮借上 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県教育委員会事務局庶務課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社アーキビジョン二十一
北海道千歳市泉沢1007番地168
- 5 随意契約に係る契約金額
439,791,572円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定に該当するため

公 告

業務委託に係る技術提案書の募集公告

次のとおり業務委託に係る技術提案書を募集する。

令和6年7月16日

石川県知事 馳 浩

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
石川県冬期道路気象予測業務
 - (2) 業務内容
本業務は、冬期の気象情報の各種(降雪・気温)予測を実施し、これらの予測情報をインターネット環境から県土木(総合)事務所、県除雪契約業者等に配信するものである。
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 2 参加資格等
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第111条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - (3) 5(1)に示す参加表明の期限の翌日から随意契約締結時までの期間に、指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 気象業務法(昭和27年法律第165号)第17条第1項の規定により予報業務の許可を受けている者で、次の条件を全て満たしていること。
 - ア 予報目的に「特定向け」が含まれていること。
 - イ 予報期間に「短時間」及び「短期」が含まれていること。
 - ウ 予報区域に「石川県」が含まれていること。
 - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 気象予報士により24時間体制で気象監視を行うこと。

(7) 技術提案書の提出は、1者につき1件とする。

3 技術提案募集要領の配布場所等

(1) 配布場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部道路整備課雪寒・安全対策グループ 電話番号 076-225-1727

(2) 配布方法

(1)の配布場所において配布する。

4 技術提案書の提出場所等

(1) 技術提案書の提出場所及び問合せ先

3(1)の配布場所及び問合せ先と同じ。

(2) 技術提案書の提出期限

ア 提出期限 令和6年7月30日(火)午後5時

イ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 技術提案の参加表明

(1) 表明期限 令和6年7月23日(火)午後5時

(2) 表明方法 技術提案募集要領に示す方法による。

6 技術提案書の採否及び契約

(1) 4(2)アの提出期限までに提出のあった技術提案書について、後日、プロポーザル審査委員会によるヒアリングを実施する。

(2) 技術提案書の採否については、(1)のヒアリング実施後1週間以内に、応募者に対し文書で通知し、採択された技術提案書を提出した者と随意契約を締結する。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 契約保証金

免除

(5) 6(1)のヒアリングへの出席及び技術提案書等の作成に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

なお、提出書類等の機密保持には十分配慮する。

(6) その他詳細は、技術提案募集要領による。

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年7月16日

石川県知事 馳 浩

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市内日角ハ65番7	幅員 6.00m	かほく市内日角五丁目11番地	令和6年7月1日

延長	32.45m	有限会社リアル・エステート
----	--------	---------------